

早期帰還・定住プラン 主要施策一覧

2. 帰還・定住加速の基礎となる6つの取組

(3) 安全・安心に向けた取組

施策名	府省庁名	ページ
避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業	原子力規制庁	1

3. 住民の生活再開に当たって取り組むべき3つの重点分野

(1) 生活環境の整備

施策名	府省庁名	ページ
地域医療再生基金	厚生労働省	2
福祉・介護人材確保緊急支援事業	厚生労働省	3
介護福祉士等修学資金貸付事業	厚生労働省	4
障害福祉サービス事業再開支援事業	厚生労働省	5
保育士人材確保等事業	厚生労働省	7
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	厚生労働省	11
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	厚生労働省	12
社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	13
中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	経済産業省	16
仮設工場・仮設店舗等の整備	経済産業省	17
地域の希望復活応援事業(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費)	復興庁	18
子ども元気復活交付金(福島定住緊急支援交付金)	復興庁	19

(2) 産業振興・雇用の確保

施策名	府省庁名	ページ
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	20
放射性物質研究拠点施設等整備事業	経済産業省	21

(3) 農林水産業の再開

施策名	府省庁名	ページ
農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発	農林水産省	22
ため池等汚染拡散防止対策実証事業	農林水産省	24
福島県営農再開支援事業	農林水産省	26
森林整備事業、放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業	農林水産省	28
がんばる漁業復興支援事業	農林水産省	29

避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費

平成25年度概算要求額 12.1億円（新規）（委託費）

【東日本大震災復興特別会計 9.8億円、エネルギー対策特別会計 2.3億円】

<事業の背景・内容>

○原子力災害対策本部では、警戒区域及び計画的避難区域の避難指示区域等の見直しをすすめており、新たな避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）に再編することとしています。

○そのため、市町村や住民等の要望を十分に踏まえ、きめ細かなモニタリングを実施し、避難指示区域等の見直しに係る検討などに用いることを目的として、必要なデータを取得することが必要です。

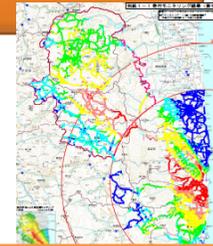
以下の取組を実施します。

- (1) 避難指示区域等に指定された地域の空間線量率の詳細な状況を定期的に把握します。【エネ特にて計上】
- (2) 住民の安全・安心を確保するため、避難指示区域等に空間線量率をリアルタイムで測定するシステムを学校等の主要施設に設置します。【復興特にて計上】
- (3) 市町村の要望を踏まえ、避難指示区域等の見直しに必要な追加的モニタリング等を実施します。【エネ特にて計上】

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

避難指示区域等における定期的なモニタリング

市町村の要望を踏まえた追加的詳細モニタリング



避難指示区域等に指定された市町村において、モニタリング結果を区域見直し等の検討に活用

避難指示区域等に帰還する住民の安心・安全の確保

主要施設等における、リアルタイムな線量測定システムの設置



<事業のスキーム>



委託



研究機関、民間団体等

地域医療再生基金の概要

【目的】

- 平成21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
 - 平成22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
 - 平成23年度第3次補正予算において、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に復旧・復興を推進するため被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の基金を拡充。
 - 平成24年度予備費を活用し、被災地（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要のため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
 - 平成24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時（平成22年度）以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うため、全都道府県を対象に基金を拡充。（合計500億円）
- ※平成24年度補正予算分の交付額については、各県の計画等を踏まえ今後決定。

【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

福島県への地域医療再生基金の交付状況

財源	予算措置額	主な事業等	計画期間
平成21年度補正予算	50億円	会津医療圏及び相双医療圏における、医師不足対策、へき地医療支援対策、救急医療体制の構築等の対応	平成25年度まで
平成22年度補正予算	120億円	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の災害復旧等の対応。 ・地域医療を担う医療従事者の確保対策 ・救急医療提供体制の強化 ・小児・周産期医療提供体制の強化 	平成25年度まで
平成23年度第3次補正予算	150億円	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療体制強化のための施設・設備整備（公立相馬総合病院、南相馬市立総合病院、公立小野町地方総合病院 他） ・医療連携強化事業（医療機関相互の情報連携の基盤整備 他） ・医療従事者確保（被災地への常勤医派遣を行う寄附講座の設置、看護職員向けの住宅借り上げ支援 他） 	平成27年度まで
平成24年度予備費	160億円	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核となる新病院の整備（総合磐城共立病院） ・医療従事者の確保 ・民間医療機関への診療再開支援 	平成27年度まで

※平成24年度予備費分の計画期間は、岩手県、宮城県及び福島県が平成27年度まで、茨城県は平成25年度までである。

※平成24年度補正予算分の計画期間については、平成25年度まで。

ただし、地域医療再生基金で計画期間が平成25年度までとされているものについて、平成25年度末までに開始する事業を対象とする予定。

福祉・介護人材確保緊急支援事業

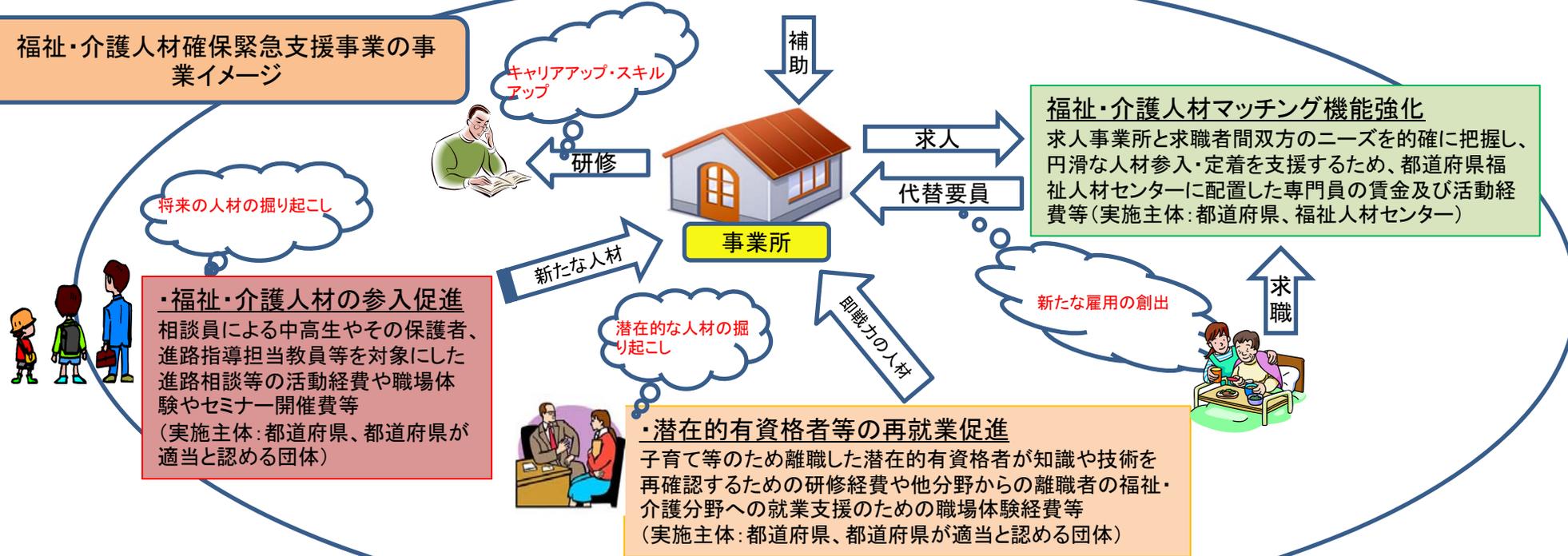
平成24年度予備費 20億円

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ

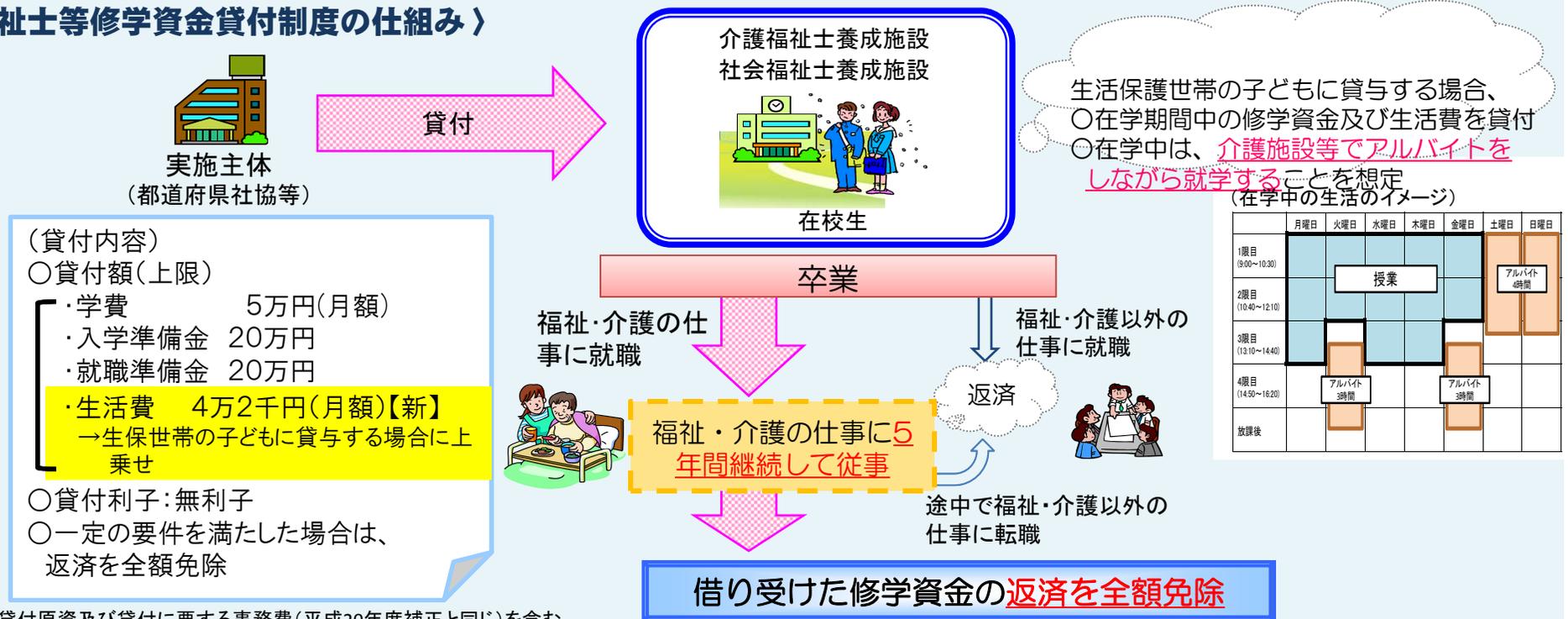


効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

介護福祉士等修学資金貸付事業

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。
平成23年度三次補正予算（17億円）において、被災により養成施設の学費等の支払いが困難になっている学生が増加し、貸付ニーズが高まっている状況を踏まえ、被災地における介護福祉士等修学資金として必要な貸付原資の確保等を行う。
- また、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費（81億円）において、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保するとともに、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士等施設への就学を希望する場合などに、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を貸し付ける貸付内容の拡充を行う。

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



※ 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

障害福祉サービス事業再開支援事業

○被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

平成25年度予算案：1,116,400千円

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

1. 事業の内容

(1) 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

(2) 事業の内容

障害福祉サービスの復興支援となる拠点に、以下の①から③を担うコーディネーターを配置するとともに、支援の必要な④～⑨に掲げる事業所等に支援アドバイザーを派遣し、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

〔全事業共通事項〕

- ① 圏域内事業所の運営状況等の把握、事業所からの相談の受付
- ② 圏域内のサービスニーズの把握 ③ アドバイザーの派遣プログラムの作成

〔個別事業の内容〕

- ④ 福祉人材等のマンパワー確保のための支援 ⑤ 新体系サービスへの定着支援
- ⑥ 障害者総合支援法による基幹相談支援センター立ち上げのための支援
- ⑦ 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援
- ⑧ 障害者就労支援事業所の活動支援 ⑨ その他障害福祉サービス等の利用促進に資する事業

(3) 補助割合： 定 額(10/10)

○被災地における居宅介護支援事業所等の復旧支援事業

平成25年度予算案：28,000千円

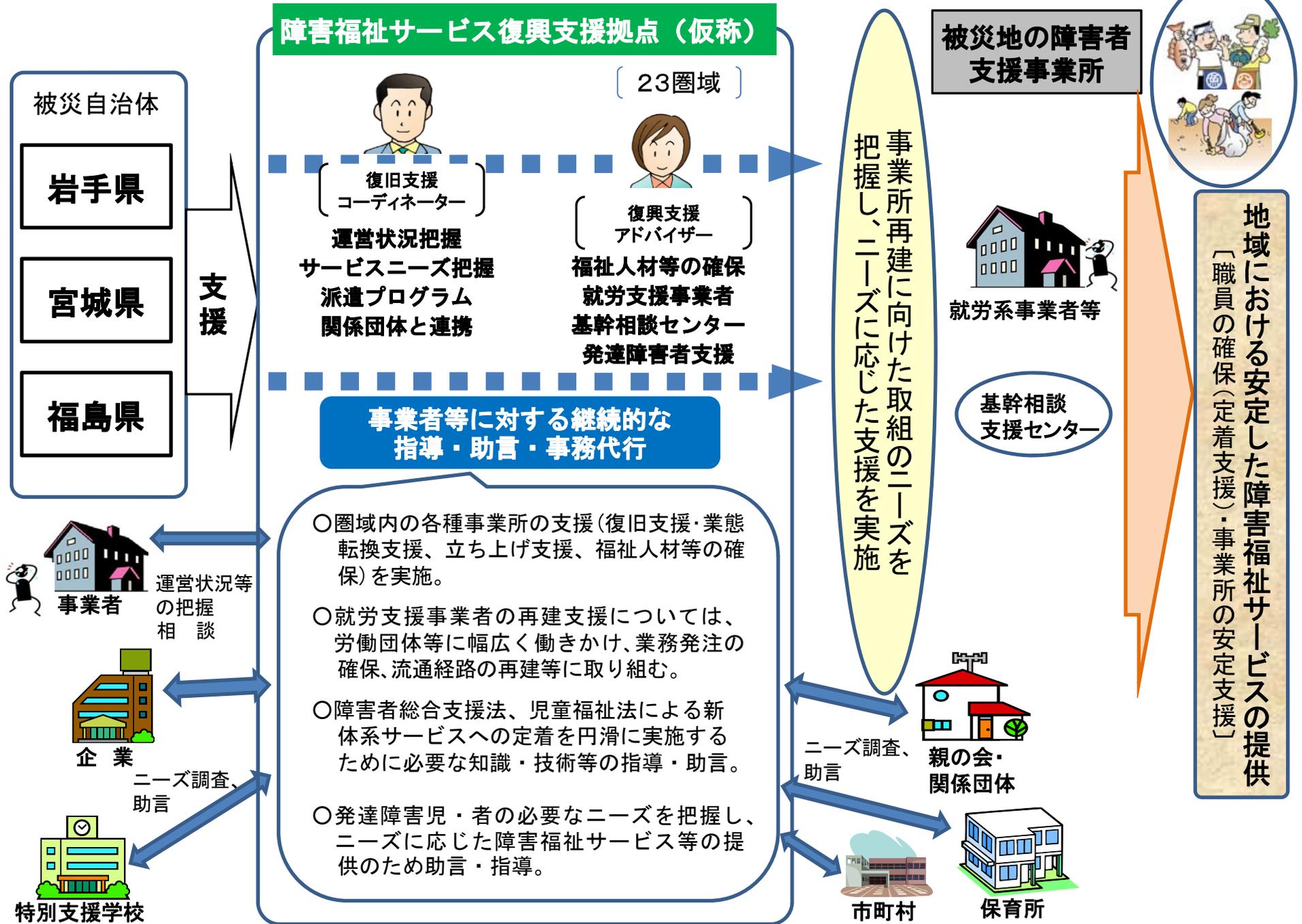
障害者の地域移行及び地域定着支援を進める上で重要なサービスであり、これらの事業所の災害復旧を図るため、その復旧に要する経費の一部について補助を行う。

補 助 率：国2/3(県1/6、事業者1/6)

実施主体：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

対象施設 居宅介護支援事業所、相談支援事業所、日中一時預かり所(これらの賃貸物件の改修、仮設事業所を含む。)

被災地における障害福祉サービス基盤整備事業（イメージ）



待機児童解消のための保育士の確保策（安心こども基金：438億円）

① 保育士確保施策の拡充（補助率1/2）【14億円】

1. 保育士養成施設新規卒業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。

〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
（保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等）
・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
（求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等）

2. 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
・保育所の管理者（所長等）に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成（所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等）

3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士（＝潜在保育士）の採用を増加させる。

〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職業体験など） 等
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3/4）【84億円】

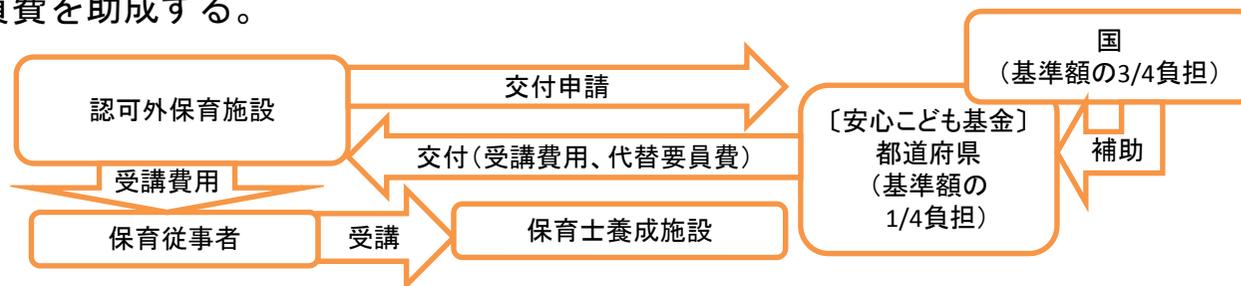
4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

○認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

○認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の1/2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

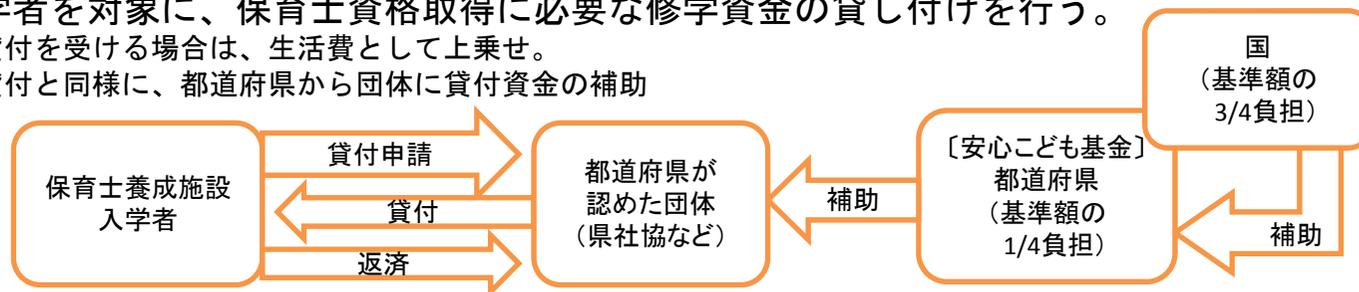
○保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

○保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乘せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



③ 保育士の処遇改善（補助率10/10）【340億円】

(1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

(2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

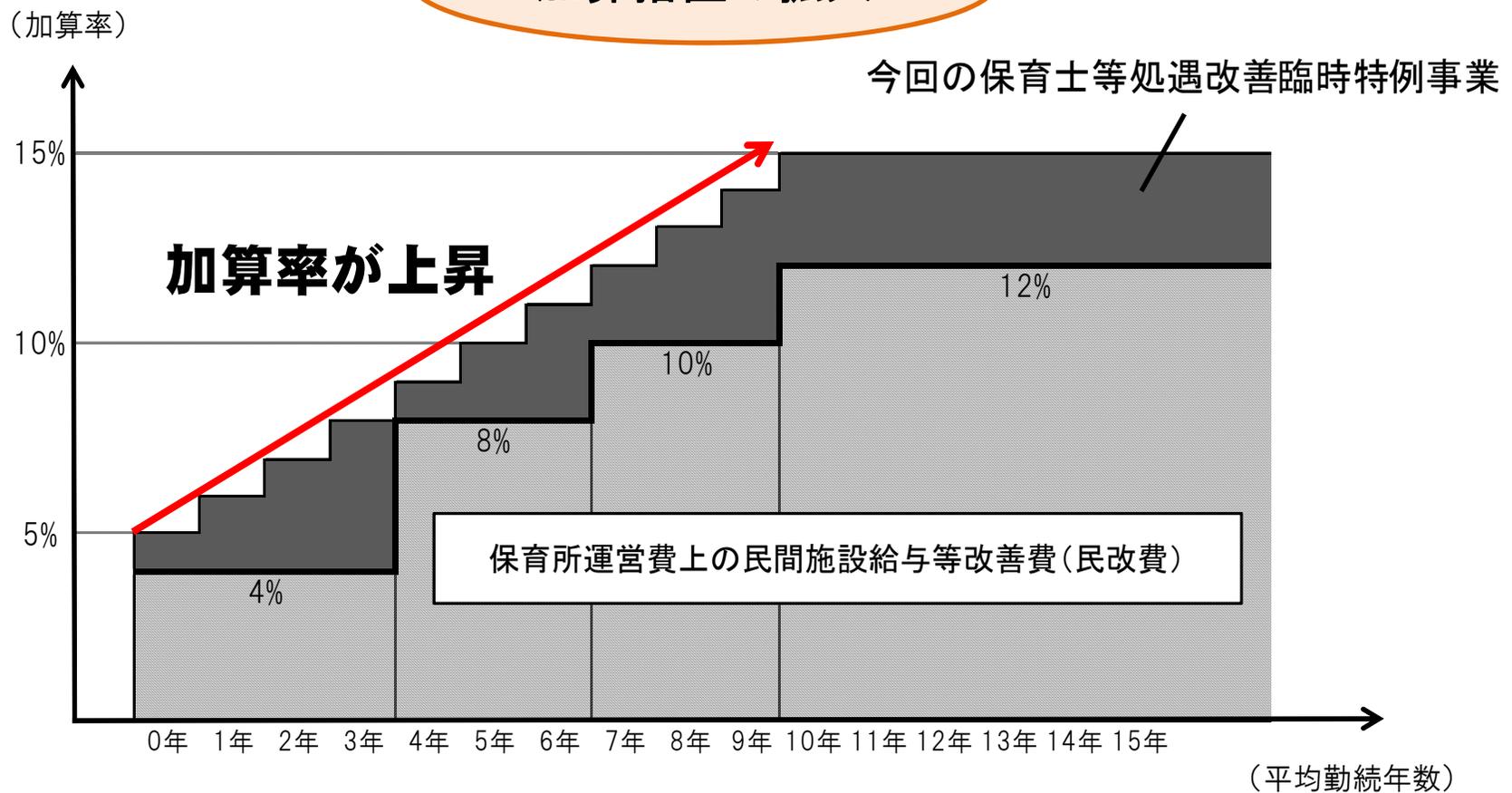
※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額

保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む))	約8,000円
主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む))	約10,000円

(3) 交付方法

○ 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策



介護基盤緊急整備等臨時特例基金

- ・ 基金総額：3, 771億円
- ・ 実施期限：平成21～25年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備に対する支援やスプリンクラー等の防火安全設備に対する支援等を実施。

2. 事業内容・助成単価

①介護基盤の緊急整備特別対策事業（2, 737億円） <21①補正:2, 212億円、22①補正:184億円、24予備費:341億円>

- 事業内容：小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の施設整備費を助成。
- 助成単価（例）：小規模特別養護老人ホーム/1床あたり400万円、認知症高齢者グループホーム/1施設あたり3,000万円
小規模多機能型居宅介護事業所/1施設あたり3,000万円 等

②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業（470億円）

- <21①補正:283億円、22予備費:137億円、24予備費:50億円>
- 事業内容：既存の特養やグループホーム等に対しスプリンクラー等の防火安全設備の設置費用を助成。
- 助成単価（例）：スプリンクラー（1,000㎡以上）/1㎡あたり17千円、同（1,000㎡未満）/1㎡あたり9千円 等

③認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（124億円）

- <22①補正:119億円、24予備費:5億円>
- 事業内容：グループホーム等の耐震改修、大規模修繕に係る費用や特養等のユニット化に係る改修費用を助成。
- 助成単価（例）：耐震改修、大規模修繕（小規模特養等：1施設あたり1,300万円、グループホーム等：1施設あたり650万円）
特養等ユニット化改修（「多床室→ユニット」/1床あたり200万円、「個室→ユニット」/1床あたり100万円）

④地域支え合い体制づくり事業（383億円） <22①補正:200億円、23①補正:70億円、23③補正:90億円、25当初案:23億円>

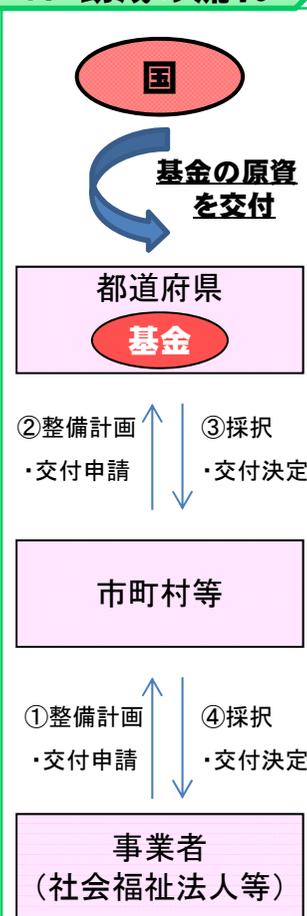
- 事業内容：地域における日常的な支え合い活動や高齢者等に対する相談、生活支援等の体制づくりの推進。
また、東日本大震災の被災者に対する相談、生活支援を行うとともに、仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営を推進。
- 助成単価（例）：県知事が認めた額 等

⑤介護基盤復興まちづくり整備事業（29億円） <23③補正:29億円>

- 事業内容：東日本大震災の被災地の復興にあたり、地域交流拠点や配食サービス拠点等の地域包括ケア拠点の施設整備費を助成。
- 助成単価：1施設あたり3,000万円

※上記5事業の他、健康局所管の「被災地健康支援事業」<23③補正:29億円>あり。

3. 助成の流れ



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成25年度予算(案)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 40億円

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事业等整備計画**」及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設等転換整備計画**」を策定することができる。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイの整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **地域支え合いセンター整備事業**：高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。
- **介護療養型医療施設等転換整備事業**：既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【助成単価】

整備区分	単位	配分基礎単価	整備区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円	小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円	地域支え合いセンター整備事業	施設数	(創設)30,000千円 (改修)6,500千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円	介護療養型医療施設等転換整備事業	転換床数	(創設)1,700千円 (改築)2,100千円 (改修)850千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円			

障害者施設の施設整備について（社会福祉施設等施設整備費補助金）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

1 対象施設の種類の種類

（1）日中活動を行う事業所等

事業の種類	内 容
生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。
自立訓練	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護を行う。
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。
共同生活介護（ケアホーム）	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

（2）施設入所支援を行う事業所

事業の種類	内 容
施設入所支援	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。

※ 公立施設については、平成18年度から一般財源化したため補助対象外。

※ これ以外に、障害児施設がある。

2 建設費の補助

社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構（旧:社会福祉・医療事業団）から低利の融資（社会福祉法人及び医療法人等）を受けることができる。

(1) 国庫補助を受ける場合

社会福祉法人及び医療法人等が障害者自立支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。

（※土地の買収、造成、整地に要する費用は、国庫補助の対象外）

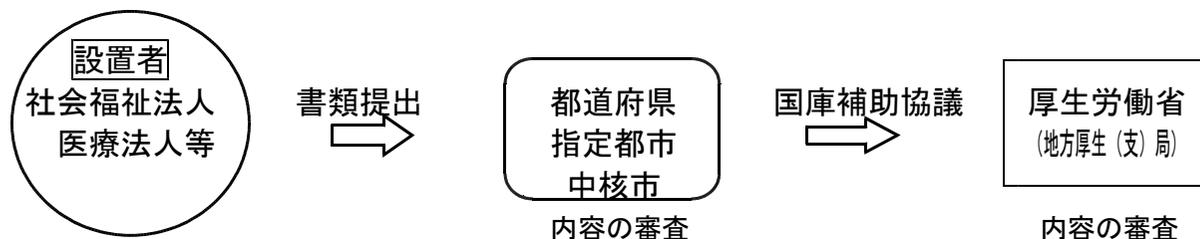
①設置主体別負担割合

国は、原則として、その整備費の1/2を補助し、都道府県等においては、施設設置者に対して整備費の1/4に相当する金額を補助する。

費用負担 設置主体	国	都道府県 指定都市 中核市	社会福祉 法人等
社会福祉法人等	1/2	1/4	1/4

②平成25年度予算額 一般会計：52億円

③国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生(支)局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生(支)局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

(2) 民間資金による補助を受ける場合

民間資金による補助制度は、財団法人 J K A、日本船舶振興会（日本財団）等がある。

民間補助金の申請は、都道府県等を経由して行われるため、事前に都道府県等の障害福祉担当課に相談しておく必要がある。

なお、民間補助金は国庫補助と併せて受けることはできない。

財団法人 J K A	東京都千代田区六番町4-6	TEL03-3512-1251（代）
日本船舶振興会（日本財団）	東京都港区赤坂1-2-2	TEL03-6229-5111（代）

3 福祉医療機構による融資

社会福祉施設の整備を行う場合には、設置者負担分（社会福祉法人及び医療法人等）について、独立行政法人福祉医療機構から借入れを行うことができる。

①融資の対象となるもの

社会福祉施設の建設資金、設備備品整備資金等

（※詳細については、直接機構に照会願います）

②融資の相談窓口

独立行政法人 福祉医療機構

（本部） 東京都港区虎ノ門4-3-13（秀和神谷町ビル9階）

福祉貸付部融資相談係 TEL03-3438-9298

（大阪支店） 大阪府大阪市中央区南本町3-6-14（イトウビル3階）

融資相談課 TEL06-6252-0218

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】

250.1億円（500.0億円）

中小企業庁
 経営支援課 03-3501-1763
 商業課 03-3501-1929

事業の内容

事業の概要・目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域又は警戒区域等であって、特に復興が遅れている被災3県を対象に、中小企業等グループが復興事業計画(県の認定によるもの)に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、その費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助します。

また、地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同施設の新設や街区の再配置などを事業対象に加えます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社 等

2. 対象経費

施設費、設備費 等

商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

3. 補助率

3/4（国1/2、県1/4）



事業イメージ

①施設等の復旧・整備等



復興事業計画等による整備



②共同店舗の新設や街区の再配置等

共同店舗の設置、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。



仮設店舗・仮設工場等整備事業について

- ▶ 被災中小事業者の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設店舗や仮設工場を設置し、自治体を通じて事業者に貸し出す事業を実施。
- ▶ 本格復興予算成立を受けて、本格復興による施設整備が困難な場合（例：原子力事故の影響により本来の事業地以外で時限的に整備する場合）等に対象を限定。

○仮設店舗・仮設工場等整備事業の予算額について

＜23年度予算額＞合計 274 億円

- ・ 一次補正予算額 10 億円
- ・ 二次補正予算額 215 億円
- ・ 三次補正予算額 49 億円

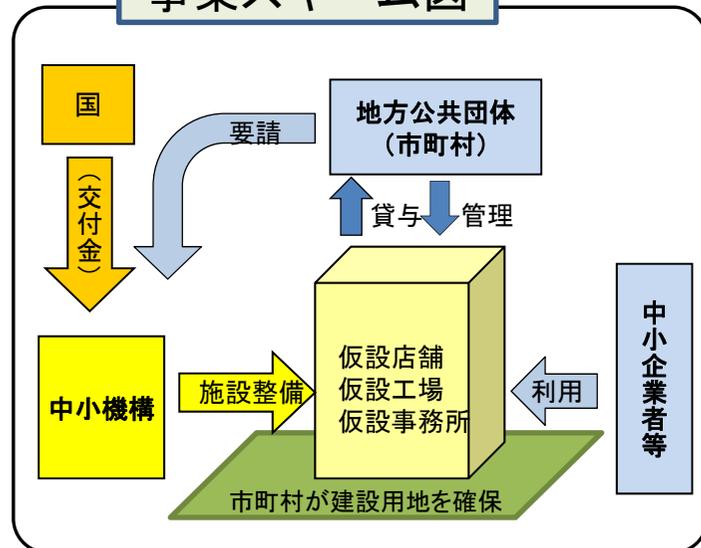
＜24年度予算額＞ 50 億円（復興特会）

＜25年度概算決定額＞ 30 億円（復興特会）

○仮設店舗等整備事業の実施状況について（平成25年2月15日時点）

	要望箇所数	うち基本契約締結箇所数	うち着工箇所数	うち完成箇所数
青森県	18	18	18	18
岩手県	341	331	328	324
宮城県	134	131	128	125
福島県	50	47	47	47
茨城県	1	1	1	1
長野県	1	1	1	1
合計	545	529	523	516

事業スキーム図



仮設施設の完成事例について

※1箇所には、複数のエントリーを含む。

○仮設宿泊施設「ホテル叶や」 【福島県南相馬市】

原子力災害により移転を余儀なくされたホテル・旅館事業者による仮設宿泊施設。除染事業者等の利便性向上も図られる（24年8月完成）。



○浜風商店街 【福島県いわき市久ノ浜地区】

津波被害が激しい市北部の久之浜地区の被災商業者等を対象に整備した、初の仮設商店街。（23年9月商店街オープン）



地域の希望復活応援事業

(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費) (復興庁原子力災害復興班)

256億円【復興】

(24年度補正予算案：208億円、25年度政府予算案：48億円)

事業概要・目的

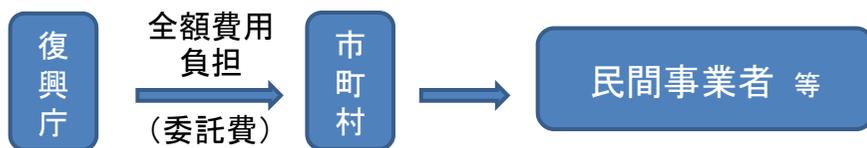
- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。

(参考) 「福島復興再生基本方針」(抄)

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

資金の流れ



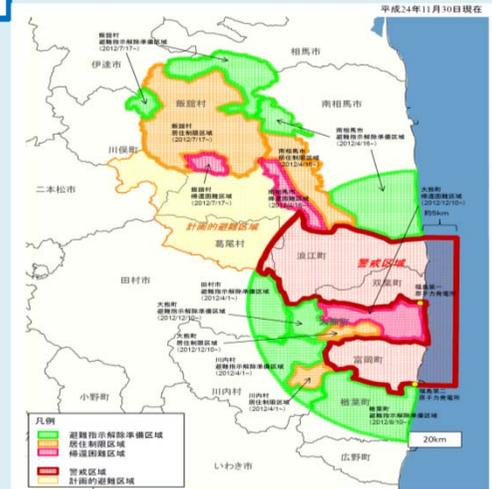
期待される効果

- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
・ 原子力被災12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、檜葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、飯館村



- (2) 実施事業の例

- ① 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
区域内外の医療施設、高齢者福祉施設等の再開支援、交通支援、訪問サービス
 - ★ 住民の安全安心の対策
放射線リスクなどに関する対話集会等への支援
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、自治会活動への支援 等
- ② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全
 - ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
 - ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

子ども元気復活交付金

(福島定住緊急支援交付金(仮称)) (復興庁原子力災害復興班)

平成25年度政府予算案 100億円【復興】(新規)

事業概要・目的

- 福島県の中通りをはじめとした地域においては、原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されている。
- また、子どもたちが十分に運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下が見られるなど、地域において健全に子どもが育つ環境が損なわれている状況にある。
- そのため、公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、若い世代が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する。

資金の流れ



期待される効果

- 子どもを対象とした運動施設の整備や域外に避難している子育て世帯の帰還を支援する住宅供給を行うことにより、事業対象地域における定住環境の改善が進み、地域の活性化、さらにはその復興・再生が加速することが期待される。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域
- (2) 事業メニュー
 - ① 基幹事業
 - 【住環境の整備のための事業】
 - ・ 公的な賃貸住宅整備費助成 等
 - 【運動機会の確保に係る事業】
 - ・ 遊具の更新
 - ・ 地域スポーツ施設、水泳プール等の整備
 - ・ 都市公園における施設整備 等
 - ② 効果促進事業
基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策等の事業(基幹事業の25%を上限とする)
 - ・ 公的な賃貸住宅の駐車場整備
 - ・ 子どもの運動や遊びの支援(イベント開催等) 等
- (3) 補助率
1/2
公的賃貸住宅整備費助成については2/3

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【復興】

1,100.0億円（新規）

地域経済産業グループ
産業施設課
03-3501-1677

事業の内容

事業の概要・目的

○東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、企業立地補助制度を創設し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

【対象施設】製造業に加えてコールセンターなど対事業所サービス業など

【対象経費】用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費

【交付要件】投資額に応じた一定の雇用の創出

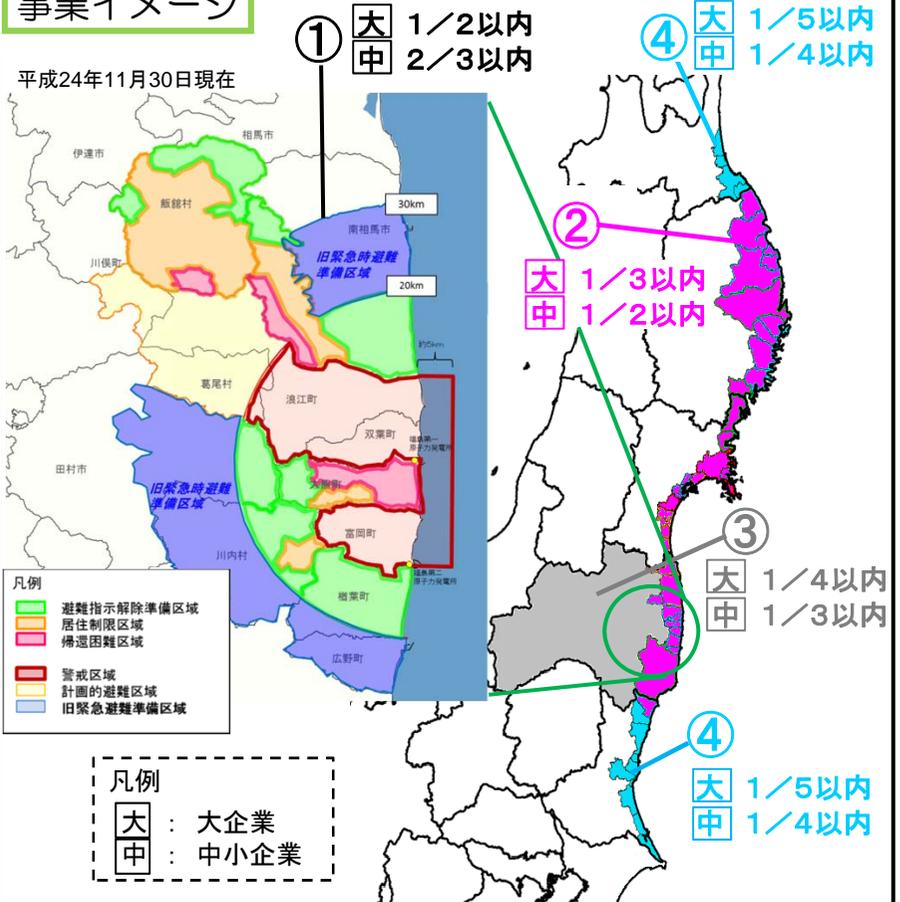
【補助率】被災状況等を考慮し設定（右図参照）

【実施期間】申請期間：3年、運用期間：5年

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



1. 原子力災害被災地域

- ①避難指示区域及び警戒区域等が解除された地域
- ③福島県全域（①及び②を除く）

2. 津波浸水地域

- ②津波で甚大な被害を受けた市町村（※）
- ④津波浸水被害のある特定被災区域の市町村

（※）津波被害により、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村

放射性物質研究拠点施設等整備事業

平成24年度補正予算要求額 850.0億円

電力・ガス事業部原子力政策課
03-3501-1991

事業の内容

事業の概要・目的

○放射性物質の分析（※）や災害対応用ロボット等に関する産学官の共同研究を実施し、技術基盤を確立するため、（独）日本原子力研究開発機構に出資を行い、研究拠点を整備します。

※研究事例

放射性物質内のレアメタルの分離・回収による都市鉱山開発、放射線が強い過酷環境下（宇宙等）における電子機器開発等

○本拠点施設は、最先端の放射性物質の研究を行うことを目指し、福島第一原子力発電所から発生した通常より高放射線量の物質も取り扱う施設として、放射性物質分析等に係る機能や設備をこれまでにない規模で備えた一大国際研究拠点とすることを想定しております。

○この拠点整備を行うことにより、国内外の研究者を引きつけ、放射性物質分析等に係る人材の育成や新たなイノベーションにつながる研究開発を推進するとともに、地域の雇用創出をはかり、福島の復興につなげていきます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

出資



（独）日本原子力研究開発機構

事業イメージ

放射性物質分析・研究センター

高線量試料を遮へい機能の高い部屋に入れ、マニピュレータ等を用いて分析・研究を実施。



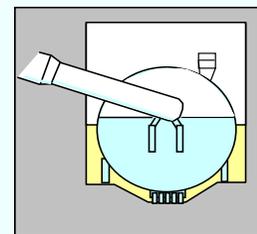
グローブボックスを用いた分析



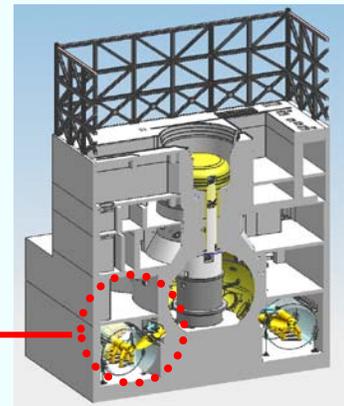
マニピュレータを用いた分析

遠隔操作ロボット実証試験施設

格納容器下部の実寸大模型を設置し、水の漏えい箇所を調査・補修するロボットの実証や運転員訓練を実施。



格納容器下部（トラス室）の断面図



原子炉建屋の断面図

農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発

(25年度予算案：213百万円)

対策のポイント

高濃度汚染地域における安全・効率的な農地除染技術、汚染土壌の処分技術、除染した農地の再汚染防止のための放射性物質動態予測技術を開発します。

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所事故の被災地における営農の早期再開のために、放射性物質で汚染された農地等の除染が喫緊の課題となっています。
- ・被曝が懸念される高濃度汚染地域での農地土壌の除染作業方法や除染作業により生じる汚染土壌の処分方法を開発する必要があります。
- ・除染した農地の再汚染防止に役立てるためには、汚染地域の農地から放出される放射性セシウムの動態を中長期的に予測し、汚染拡大を防止する技術を開発することが必要です。

主な内容

1. 高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証

除染作業を安全・効率的に実施するための技術体系を構築・実証、表土削り取り等が適用できない水田や果樹園・茶園の除染、移行低減技術を開発・実証します。

2. 高濃度汚染農地土壌の現場における処分技術の開発

化学的、生物学的手法により汚染土壌から放射性セシウムを除去する技術や放射性セシウム低吸収性品種を利用した安全な飼料作物の栽培技術を開発・実証します。

3. 汚染地域の農地から放出される放射性セシウム動態予測技術の開発

土壌中での地下浸透や風による飛散によって汚染地域の農地から周辺に放出される放射性セシウムの量や主要な放出経路について、中長期的に予測し、汚染拡大を防止する技術を開発します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発

背景

「科学技術戦略推進費」等を活用し、農地土壌等における放射性物質除去技術の開発を緊急に実施。限られた期間で得られた成果は、土壌の除染事業等に活用。

被災地での営農の早期再開を可能とするためには、土壌除染作業を安全かつ効率的に実施するとともに、汚染地域の農地における放射性セシウム動態を中長期的に予測し、適切な汚染拡大防止策を講じることが必要。

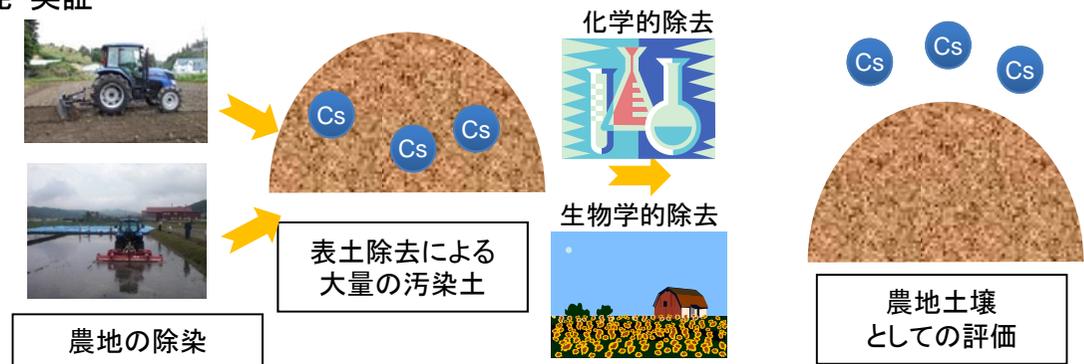
研究内容

○ 高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証

- ・土壌除染作業を効率的かつ安全に実施するための技術体系の構築
- ・表土削り取りや反転耕などが適用できない汚染水田に対する除染および移行低減技術の開発・実証
- ・樹種等に応じた果樹園・茶園の除染および移行低減技術の開発・実証

○ 高濃度汚染農地土壌の現場における処分技術の開発

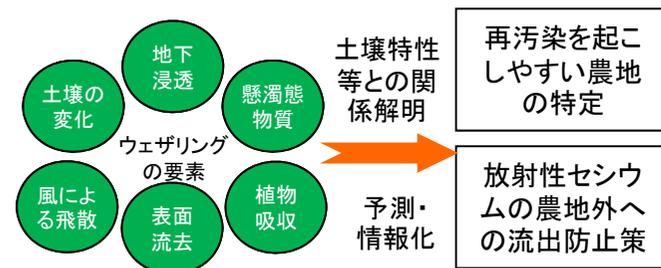
- ・高吸収植物を用いた汚染土壌の浄化技術の開発・実証
- ・植物によるセシウム吸収メカニズムの解明
- ・化学的除去技術による高濃度汚染土壌の浄化と農地土壌の回復
- ・低吸収品種を利用した安全な飼料作物栽培技術の開発・実証



○ 汚染地域の農地から放出される放射性セシウム動態予測技術の開発

- ・ウェザリング要素別放射性セシウム放出量の要因解明および汚染防止のための予測技術の開発
- ・根圏土壌中における粘土－植物根－放射性セシウム相互作用の解明

ウェザリング・・・風雨などの自然現象による放射性核種の減少



期待される成果

農地の除染技術や放射性セシウムの動態予測技術等を開発することにより、被災地での営農の早期再開に貢献。

ため池等汚染拡散防止対策実証事業

(24年度補正予算：700百万円、25年度予算案：1,930百万円)

対策のポイント

ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散による農地等に与える影響を低減する汚染拡散防止対策技術を確立します。

<背景／課題>

- ・東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故は、地域住民の生活環境や周辺地域で営まれる農林水産業にも大きな影響を及ぼしています。
- ・ため池等の農業水利施設の底質から放射性物質が検出されており、降雨時等において、農業用水路等を通じて農地に流入することが懸念されています。
- ・このため、農業水利施設における水質・底質の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の分布と動態を把握するとともに、農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する対策技術を確立する必要があります。

主な内容

1. 汚染拡散防止対策工の検討・実証

専門家の助言等を得ながら、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の汚染拡散を防止する対策工の検討・実証を行います。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. モニタリング調査及び汚染拡散防止対策技術のとりまとめ

- ①ため池等の農業水利施設の水質・底質の汚染状況のモニタリング調査を行い、汚染分布や動態の傾向の分析を行います。
- ②国営事業地区のダム等において、放射性物質の汚染拡散を防止する対策工の検討・実証を行います。
- ③1の事業実施主体に技術的指導を行うとともに、成果の収集・分析を行い、汚染拡散防止対策技術をとりまとめます。

事業実施主体：国

ため池等汚染拡散防止対策実証事業の概要

東日本大震災に起因して発生した原子力発電所の事故により、多くのため池等の農業水利施設で底質(堆積土)から放射性物質が検出されており、こられの流出に伴う拡散による農地等に与える影響が懸念。このため、汚染拡散を防止するための技術を確立

汚染拡散防止対策の検討・実施

- ・ 水利施設や流域のモニタリング調査
- ・ 水利施設の構造、規模や流域の状況等に応じた有効な対策工法の検討・実施

<対策工の例>

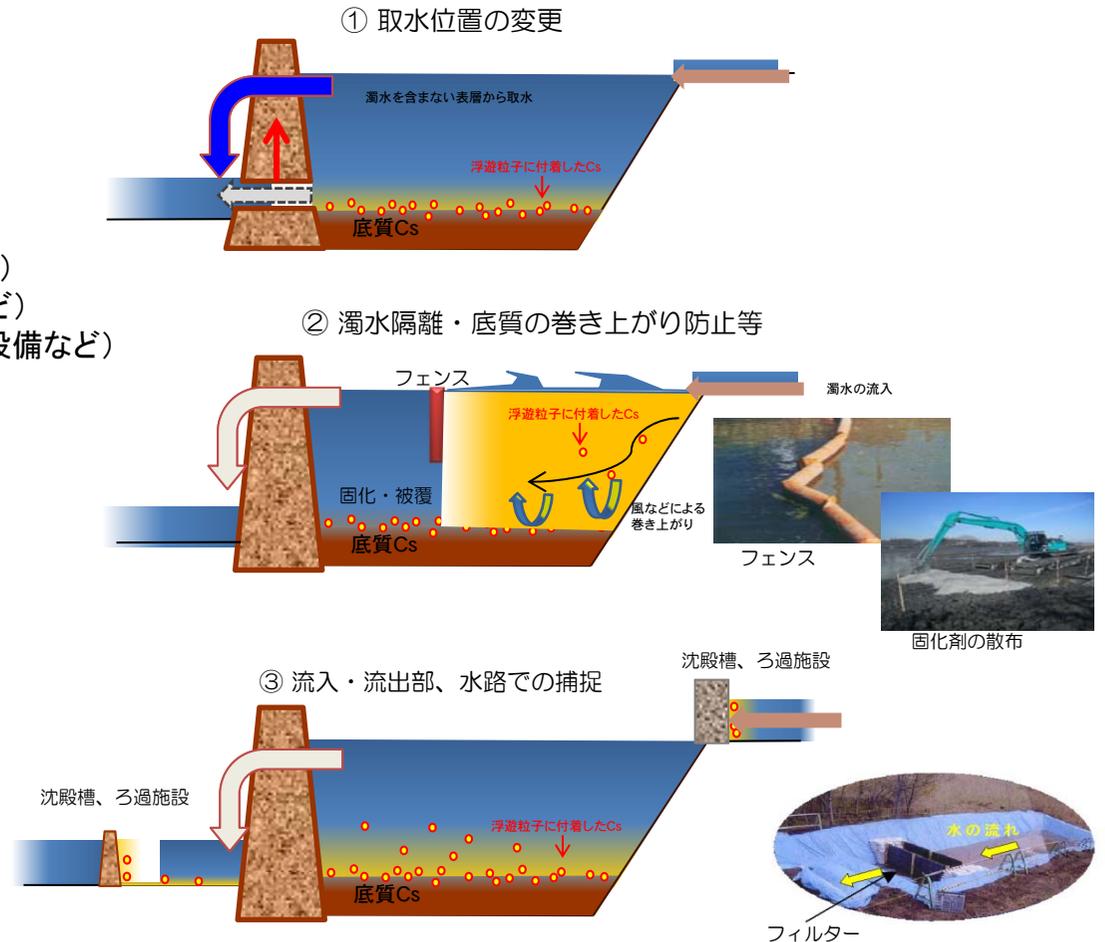
- ① 底質の混入防止のための取水位置の変更(表層取水)
- ② 底質の巻き上がり防止措置(フェンス、底質固化等)
- ③ ため池の上下流での汚染物質の補足(沈殿槽、ろ過設備など)

効果の検証・評価

- ・ ため池の特性に応じた有効な工法の評価
- ・ コスト、効率の評価 など

防止技術の確立

農林水産省と福島県が実施した調査 (H24. 2~8調査) では
 ・ 水質: 調査ため池94箇所のだどが検出下限値未*
 ※¹³⁴Cs, ¹³⁷Csとも1Bq/kg程度
 ・ 底質: 調査ため池37箇所のもてで放射性物質を確認
 (最大143,000Bq/kg)



福島県営農再開支援事業

(24年度補正予算：23,185百万円)

対策のポイント

避難区域等において、農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、福島県に基金を設置し、営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援します。

<背景／課題>

- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難区域等の地域においては、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の管理や作付実証等への支援が必要です。
- ・また、避難区域等における円滑な営農再開を推進するため、避難区域等の周辺地域を含め、安全な農畜産物を安定的に生産できる体制の構築が必要です。

主な内容

福島県に基金を設置し、避難区域等における円滑な営農再開に資する以下の取組を支援する。

1. 避難区域等における営農再開支援

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度以降に農産物生産の断念を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策及び新たな農業への転換に対して切れ目なく支援することにより、営農再開の推進を図ります。

2. 放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援します。

3. 特認事業

営農再開を目指す上で緊急に対応すべき課題に迅速に対応するため、福島県が特に必要とする対策について支援します。

交付率：福島県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内)
事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

福島県営農再開支援事業

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、**営農再開に向けた環境が整っておらず**、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、**福島県に基金を造成**することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

福島県内

避難区域等

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援



○ 鳥獣被害防止緊急対策 一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

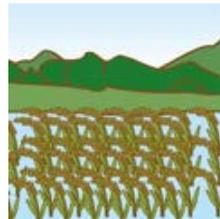
○ 放れ畜対策 放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援

第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



避難区域等の営農再開を後押し

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

※その他特認事業を措置

公的主体による森林整備(公共)

(24年度補正予算：517百万円、25年度予算案：8,097百万円の内数)

放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業(非公共)

(24年度補正予算：1,018百万円、25年度予算案：2,187百万円)

対策のポイント

被災地において、森林・林業の再生を図るため、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質の影響に対処するための対策を一体的に講じます。

<背景/課題>

- ・放射性物質の影響がある被災地では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、自主的・計画的な森林整備を期待することが極めて困難となっています。また、木材取引が低迷するなど、地域における所得の確保、雇用維持等に重大な影響を及ぼしています。
- ・森林整備を円滑に進めるためには、通常の森林整備の手法に加えて、林業者と住民の不安を取り除くための放射性物質への対処など特別な配慮が必要となっています。

主な内容

○実証地選定のための森林調査等

- ①実証地の選定のための森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討のための実証対象森林の調査、森林所有者への説明・同意取付等を実施。



概況調査等



同意取付

○公的主体による森林整備

- ②放射性物質の影響等により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備



○放射性物質対策の実証

- 放射性物質への影響に対処するため、
- ③森林整備に伴い発生する枝葉等の破碎、梱包、運搬
 - ④木質バイオマス関連施設において利用するためのバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備等の実証的な取組を実施。



破碎等の実証



熱供給施設等での利用

<補助率等>

- ①、④：定額(10/10) ②：3/10、定額 ③：定額(10/10)、委託費

<事業実施主体>

- ①：都道府県、市町村等 ②、③：都道府県、(独)森林総合研究所、国等 ④：都道府県、市町村、民間団体

漁業・養殖業復興支援事業

(23年度3次補正予算：81,763百万円、24年度予算：10,606百万円)

対策のポイント

船団の合理化等を推進する漁業者や共同化する養殖業者に対し、用船料等の必要経費を助成し、水揚金額で当該経費が賄えない場合には、この賄えない分を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災及びこれにより発生した津波さらには、原発事故により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産関係に壊滅的な被害及び風評被害等が発生し、我が国漁業をとりまく環境は一変しました。
- ・このため、震災で悪影響を受けた漁業者において、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進するとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換を図っていく必要があります。

主な内容

(1) 漁業復興支援運営事業

漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

(2) 養殖復興支援運営事業

養殖業の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築を図る復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

(3) がんばる漁業復興支援事業

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費(人件費、燃油代、氷代等)を支援します。

(4) がんばる養殖復興支援事業

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費(人件費、燃油代、氷代等)を支援します。

<補助率等>

定額((3)及び(4)については、水揚げ金額では賄えない経費の9/10、2/3、1/2を支援)

<事業実施主体>

漁業協同組合等

震災による悪影響を受けた漁業経営体育成の新たな仕組み (がんばる漁業復興支援事業)

施策の内容・効果

- 地域で策定した復興計画に基づき、省エネ高性能漁船の導入等により、震災前以上の収益性の確保を目指す事業を行う漁協等に対し、操業費用(人件費、減価償却費等)、燃油代等、必要な経費を助成。
赤字が出た場合、国が赤字の一部を支援。
- このことにより、震災による悪影響を受けた漁業経営体の早期復興が図られる。

